

## 行政処分の公表について

下記のとおり、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく行政処分を行ったので、その事実を公表します。

1 対象者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地）

（1）氏名又は名称

株式会社ワカキハウス（代表取締役 若木 直）

（2）住所又は所在地

宮城県柴田郡大河原町字広表17番12号

（3）特定施設（廃棄物焼却炉）の所在地

宮城県白石市大鷹沢三沢字十文字81-1、81-2

2 処分を行った日

令和7年1月30日

3 行政処分の内容

（1）上記1の場所にある上記2の施設を令和7年3月30日まで使用しないこと。

（2）当該施設における排ガス中のダイオキシン類の濃度が排出基準に適合しなかった原因を特定し、排出基準以下になるよう必要な措置を講じること。

4 行政処分の根拠

ダイオキシン類対策特別措置法第22条第1項

5 行政処分の原因となった事実

上記1（2）の場所において、株式会社ワカキハウスの特定施設（廃棄物焼却炉）の煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第1条の2の規定による排出基準に適合していないため。